(6)　役員及び職員の給与費の明細

（単位：千円、人）

区　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　員	70,506 (2,976)	5 (1)	962 (—)	3 (—)
職　員	4,730,452 (316,659)	822 (135)	51,311 (4,133)	14 (78)
合　計	4,800,958 (319,635)	827 (136)	52,273 (4,133)	17 (78)

①役員報酬については、「自動車検査独立行政法人役員給与規程」に基づき支給しています。
②役員退職手当については、「自動車検査独立行政法人役員退職手当支給規程」に基づき支給することとなっています。
③職員給与については、「自動車検査独立行政法人職員給与規程」に基づき支給しています。
④職員退職手当については、「自動車検査独立行政法人職員退職手当支給規程」に基づき支給することとなっています。
⑤非常勤の役員又は職員は、外数として（　）で記載しています。
⑥非常勤職員の給与については、「自動車検査独立行政法人非常勤職員の就業等に関する規程」に基づき支給しています。
⑦報酬又は給与の職員支給人員及び非常勤支給人員については、年間平均支給人員数によっています。

(7)　施設費の明細

（単位：円）

区　分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘　要
		建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
審査場の建替等	353,407,042	332,658,452	20,748,590	0	
審査機器の更新等	923,462,719	0	923,462,719	0	
審査上屋の改修等	2,640,143,875	22,689,698	2,617,454,177	0	
計	3,917,013,636	355,348,150	3,561,665,486	0	

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第33号

計量法（平成4年法律第51号）第76条第1項の規定に基づき、平成21年10月6日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第1項第5号の規定に基づき公告する。

平成21年10月23日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

1、承認番号　第SAC091号
2、名称　日本サーモ株式会社
3、住所　京都府宇治市槇島町落合118番地
4、特定計量器の種類　非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計

計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量特別教習に関する公告

○独立行政法人　産業技術総合研究所公告第三十六号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、一般計量特別教習について次のように公告する。

平成二十一年十月二十三日　　独立行政法人　産業技術総合研究所　理事長　野間口　有

一　受講資格　一般計量教習を修了した者

二　教習期間　平成二十二年一月七日から平成二十一年三月五日まで

三　教習会場　独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

四　教習内容の概要　計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十六条に規定する計量に関する業務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに一般計量士になろうとする者に必要な技術及び実務

五　募集定員　四十名

六　受講申請書の提出期限　平成二十一年十一月二十四日必着
ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする。

七　受講申請書の提出先
独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

八　提出書類（各1通）
1　履歴書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第2）
2　受講申請書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第3）
3　写真（大きさは、縦四・五センチメートル・横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署したもの）
4　一般計量教習の修了証書の写し又は修了証明書の写し
5　本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは長形三号で、九十円切手を貼付のこと）

九　独立行政法人　産業技術総合研究所　計量研修センターのホームページ
http://www.nmij.jp/metroltrain/において、別紙様式等の情報を公開する。

計量法施行規則第百二十一条に基づく環境計量特別教習（濃度関係）及び環境計量特別教習（騒音・振動関係）に関する公告

○独立行政法人　産業技術総合研究所公告第三十七号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、環境計量特別教習（濃度関係）及び環境計量特別教習（騒音・振動関係）について次のように公告する。

平成二十一年十月二十三日　　独立行政法人　産業技術総合研究所　理事長　野間口　有

一　受講資格　一般計量教習を修了した者

二　教習期間
1　環境計量特別教習（濃度関係）　平成二十二年一月七日から平成二十二年二月二十六日まで
2　環境計量特別教習（騒音・振動関係）　平成二十二年三月一日から平成二十二年三月十六日まで

三　教習会場　独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

四　教習内容の概要　計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十六条に規定する計量に関する業務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに環境計量士（濃度関係）又は環境計量士（騒音・振動関係）になろうとする者に必要な技術及び実務